

# アレルギー対応に対する取組について

本校では、アレルギー疾患の対応として平成 25 年度より国のガイドラインにそって、取り組んでいます。また、平成 26 年度より食物アレルギーの対応については、中野区の対応方法にて実施しています。

お手順をおかけすることもあるかと思いますが、事故防止のためにご協力をお願いします。

## アレルギー疾患に対する取り組み方法

### 1. 各アレルギー疾患と関連の深い学校での活動

- ① 動物との接触を伴う活動    ② 花粉・ほこりの舞う環境での活動
- ③ 長時間の屋外活動    ④ 運動（体育・クラブ活動）    ⑤ プール
- ⑥ 給食    ⑦ 食物・食材を扱う授業・活動    ⑧ 宿泊を伴う校外活動

### 2. 「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」—医師記入—を活用し、指導表にもとづいた取り組みを進める。

### 3. 児童の状況把握と、取り組みの 1 年の流れ

- (1) 学校は、アレルギー疾患があり配慮や管理の必要な児童の把握をする。全員から管理の必要なアレルギー疾患の有無を、用紙で回収済み。
- (2) 配慮や管理の必要な保護者へ、**学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）**を配布し、保護者は、**医師の記入後**、指定日までに提出する。**現在対応している方も、毎年提出する。**
- (3) **食物アレルギーについては、同封の「食物アレルギーによる給食対応について」の通りに実施する。**
  - ① 保護者は、**「除去給食申請書」「個別面談票」**を記入の上、提出する。  
学校は面談日を設定する。
  - ② 関係職員は保護者と面談等をする。
  - ③ 学校は**校内で会議を開き、取組の内容を決定し、『食物アレルギー個別取組プラン』**を作成する。
  - ④ 保護者は確認の上、署名捺印する。  
**取組内容に変更がでた時は、その都度面談し、「個別取組プラン」を変更する。**  
**「個別取組プラン」は、9年間使用**
- (4) 全教職員の共通理解

※ 対応についてご不明な点は、副校長・養護教諭にご連絡・ご相談ください。

